

許可番号03743188303

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 香川県木田郡三木町大字奥山 3127 番地  
氏名 株式会社 ジェイディ  
代表取締役 平尾 範明  
代表取締役 松本 英高  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第6項~~ の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

香川県知事 浜田 恵造



許可の年月日 平成30年4月6日  
許可の有効年月日 平成33年12月4日

## 1. 事業の範囲

- (1) 中間処理 (含水率低下処分に限る。) 業  
最終処分 (埋立処分に限る。) 業  
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類  
含水率低下処分: 汚泥 以上

ただし、次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

埋立処分: ①燃え殻②汚泥③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず⑦動植物性残さ⑧ゴムくず⑨金属くず⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑪鉋さい⑫がれき類⑬ばいじん⑭産業廃棄物を処分するために処理したもの 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破砕物	含む。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。(水銀回収が必要なものを除く。)
水銀含有ばいじん等	含む。(水銀回収が必要なものを除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設 裏面のとおり

## 3. 許可の条件

事業の用に供する施設又はその設置場所を変更しようとする場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 —有—・無

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 汚泥の含水率低下処理施設

設置場所：木田郡三木町大字奥山字広野 3124 番2、3125 番1、3126 番、3133 番、3133 番3 以上

設置年月日：平成 28 年 12 月 1 日

処理能力：17m<sup>3</sup>/日(24 時間)

(2) 産業廃棄物の最終処分場 (管理型埋立地)

設置場所：木田郡三木町大字奥山字広野 1963 番、他 18 筆 以上

許可年月日及び許可番号：平成 27 年 2 月 26 日(設置許可) 第 18-3-031 号

設置年月日：平成 28 年 12 月 1 日

処理能力：埋立地の面積 11,740m<sup>2</sup>、埋立容量 75,545m<sup>3</sup> (第1工区)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 28 年 12 月 5 日 (当初許可)

平成 29 年 10 月 1 日 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を明記したことによる書換交付)

平成 30 年 4 月 6 日 (変更許可)

以下 余 白



# 産業廃棄物処理施設

# 設置 変更

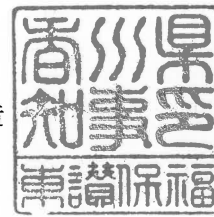
# 許可証

平成30年4月6日

住所 香川県木田郡三木町大字奥山 3127 番地  
氏名 株式会社ジェイディ  
代表取締役 平尾 範明  
代表取締役 松本 英高  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項 の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

香川県知事 浜田 恵 造



許可の年月日	平成27年2月26日	許可番号	18-3-031
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：産業廃棄物の最終処分場（管理型埋立地） 処理する産業廃棄物の種類： ①燃え殻、②汚泥、③廃プラスチック類、④紙くず、⑤木くず、⑥繊維くず、⑦動植物性残さ、⑧ゴムくず、⑨金属くず、⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑪鋳さい、⑫がれき類、⑬ばいじん、⑭産業廃棄物を処分するために処理したもの、⑮廃石綿等 以上 ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。		
	自動車等破砕物	含む。	
	石綿含有産業廃棄物	含む。	
	水銀使用製品産業廃棄物	含む。（水銀回収が必要なものを除く。）	
	水銀含有ばいじん等	含む。（水銀回収が必要なものを除く。）	
設置場所	香川県木田郡三木町大字奥山字広野 1963 番、1974 番、1976 番 1、1978 番 1、1978 番 2、3124 番 2、3124 番 3、3125 番 1、3125 番 2、3126 番、3127 番、3128 番 4、3132 番 1、3133 番、3133 番 2、3133 番 3、3134 番 1、3134 番 2、3135 番 1 以上 19 筆		
処理能力	埋立地の面積： 20,290 m <sup>2</sup> 埋立容量： 170,645 m <sup>3</sup>		
許可の条件	余 白		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成28年12月14日：埋立面積及び埋立容量の変更により書換交付

	変更前	変更後
埋立面積：	20,560m <sup>2</sup>	20,290m <sup>2</sup>
埋立容量：	170,924m <sup>3</sup>	170,645m <sup>3</sup>

平成29年 3月15日：処理する産業廃棄物の種類変更(廃石綿等の追加)により書換交付

平成29年10月 1日：水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を明記したことによる書換交付

平成30年 4月 6日：処理する産業廃棄物の種類変更(自動車等破碎物の追加)により書換交付

